

月次運用レポート(販売用資料)



フィデリティ・オーストラリア配当株投信

追加型投信/海外/株式

2019年7月

設定日:2012年5月24日

信託期間:2012年5月24日から2022年9月15日まで

決算日:原則として毎月15日(休業日の場合は翌営業日)

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

■基準価額・純資産総額の推移

| | 2019/6/28 | 2019/5/31 |
|-------|-----------|-----------|
| 基準価額 | 7,722 円 | 7,395 円 |
| 純資産総額 | 38.7 億円 | 37.5 億円 |
| 累積投資額 | 19,733 円 | 18,796 円 |

| | | | |
|----------------|-----|----------|--------------|
| 基準価額 (月中) | 高 値 | 7,722 円 | (6月28日) |
| | 安 値 | 7,282 円 | (6月4日) |
| 基準価額 (設定来) | 高 値 | 17,434 円 | (2013年5月14日) |
| | 安 値 | 6,762 円 | (2019年1月4日) |
| 累積投資額 (設定来) | 高 値 | 20,817 円 | (2018年1月9日) |
| | 安 値 | 9,737 円 | (2012年6月5日) |

| | |
|----------|----------|
| 直近分配金 | 40 円 |
| 設定来分配金合計 | 10,660 円 |

※分配の推移は次ページにて掲載

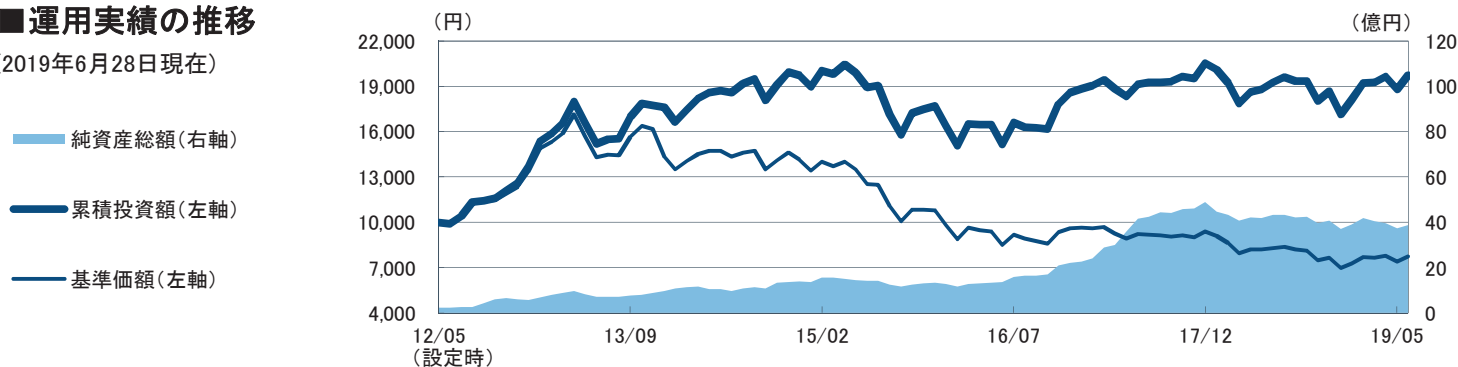
■累積リターン

(2019年6月28日現在)

| | 直近1ヶ月 | 3ヶ月 | 6ヶ月 | 1年 | 3年 | 設定来 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ファンド | 4.98% | 2.58% | 15.04% | 2.56% | 30.43% | 97.33% |
| 為替レート (円/豪ドル) | 75.52 | 78.64 | 78.18 | 81.16 | 76.74 | 77.45 |
| 為替レートの変 化 率 | -0.04% | -4.01% | -3.44% | -6.99% | -1.63% | -2.53% |

■運用実績の推移

(2019年6月28日現在)



※基準価額は、運用管理費用(後述の「運用管理費用(信託報酬)」参照)控除後のものです。

※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※累積リターンは、収益分配金を再投資することにより算出された収益率です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※為替レートは、TTM(三菱UFJ銀行発表対顧客電信売買相場仲値)の各月末値です。2019年6月28日の為替レートは75.49円です。

※変化率のプラスは円安を、マイナスは円高を表しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

■(ご参考)円/豪ドル 為替レートの推移

(2019年6月28日現在)



月次運用レポート(販売用資料)



フィデリティ・オーストラリア配当株投信

追加型投信/海外/株式

2019年7月

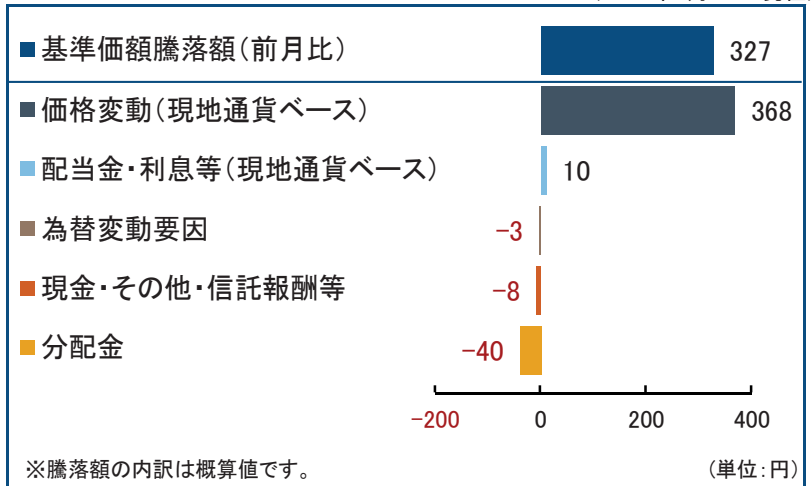
■ 分配の推移(1万口当たり/税引前)

(2019年6月28日現在)

| 決算期 | 日付 | 分配金 |
|---------|--------------|---------|
| 第1～2期 | 12年6月～12年7月 | 0円 |
| 第3～8期 | 12年8月～13年1月 | 60円 |
| 第9～18期 | 13年2月～13年11月 | 100円 |
| 第19期 | 13年12月 | 1,600円 |
| 第20～24期 | 14年1月～14年5月 | 100円 |
| 第25期 | 14年6月 | 300円 |
| 第26～30期 | 14年7月～14年11月 | 150円 |
| 第31期 | 14年12月 | 300円 |
| 第32～36期 | 15年1月～15年5月 | 150円 |
| 第37期 | 15年6月 | 300円 |
| 第38～45期 | 15年7月～16年2月 | 150円 |
| 第46～60期 | 16年3月～17年5月 | 120円 |
| 第61～80期 | 17年6月～19年1月 | 80円 |
| 第81～84期 | 19年2月～19年5月 | 40円 |
| 第85期 | 2019年6月17日 | 40円 |
| 直近1年計 | 18年7月～19年6月 | 760円 |
| 設定来累計 | | 10,660円 |

■ 基準価額の月間騰落額の内訳

(2019年6月28日現在)



■ 加重平均実績配当利回り(マザーファンドベース)

| | 2019年5月末 | 2019年4月末 |
|-------------|----------|----------|
| 加重平均実績配当利回り | 4.5% | 4.4% |

※分配金は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。また運用状況によっては分配を行わない場合があります。

※基準価額の月間騰落額の内訳は概算値であり、実際の基準価額の変動を必ずしも正確に説明するものではありません。あくまで参考情報として提供することのみを目的としており、将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。

※実績配当利回りは、組入銘柄の実績配当利回りを、現金等を除いた保有資産の比率で加重平均したものです。データは記載時点の利回り(運用管理費用等控除前)であり、当ファンドの将来の分配金等を保証もしくは示唆するものではありません。

■ ポートフォリオの状況(マザーファンド・ベース)

(2019年5月31日現在)

◆ 資産別組入状況

| | |
|--------|-------|
| 株式 | 85.1% |
| 投資証券 | 5.9% |
| 投資信託 | 3.8% |
| 現金・その他 | 5.2% |

◆ 業種別組入状況

| | | | |
|-------------|-------|--------------|------|
| 銀行 | 21.7% | ヘルスケア機器・サービス | 2.8% |
| 素材 | 17.3% | 電気通信サービス | 1.7% |
| 各種金融 | 8.0% | メディア・娯楽 | 1.7% |
| 運輸 | 7.6% | 消費者サービス | 1.4% |
| 不動産 | 5.9% | 資本財 | 1.1% |
| エネルギー | 5.9% | | |
| 保険 | 5.8% | | |
| 食品・生活必需品小売り | 5.8% | | |
| 商業・専門サービス | 4.3% | | |
| 小売 | 3.8% | | |

(対純資産総額比率)

※未払金等の発生により「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

※業種はMSCI/S&P GICS*に準じて表示しています。

*MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard = GICS)です。

月次運用レポート(販売用資料)



フィデリティ・オーストラリア配当株投信

追加型投信/海外/株式

2019年7月

◆組入上位10銘柄 (組入銘柄数: 34)

(2019年5月31日現在)

| | 銘柄 | 業種 | 比率 | 実績 配当利回り | 会社概要 |
|----|---------------------------|------|------|-------------|--|
| 1 | ANZ銀行グループ | 銀行 | 8.2% | 5.8% | オーストラリア、ニュージーランド等世界各国で銀行業務などを展開。 |
| 2 | オーストラリア・コモンウェルス銀行 | 銀行 | 8.0% | 5.5% | 個人、中小企業などへ銀行サービス等を提供。 |
| 3 | BHPグループLtd | 素材 | 7.5% | 4.4% | 鉱業会社。石炭、鉄鉱石などさまざまな鉱物資源の採掘・加工を手がける。 |
| 4 | サンコープ・グループ | 保険 | 5.8% | 5.1% | 個人・法人向けに銀行サービス等を提供。 |
| 5 | ウエストパック銀行 | 銀行 | 5.5% | 6.9% | 貸付、預金受け入れ、決済サービスなどの銀行サービス等を提供。 |
| 6 | リオ・テイント | 素材 | 5.5% | 4.2% | 鉱業会社。鉄鉱石、アルミニウム、銅などさまざまな鉱物資源の採掘・加工を手掛ける。 |
| 7 | ウェスファーマーズ | 小売 | 3.8% | 6.0% | 多角企業。小売、資源、保険などの事業を幅広く展開。 |
| 8 | ブルー・スカイ・オルタナティブ・アクセス・ファンド | 各種金融 | 3.8% | 8.7% | オーストラリアの投資会社。主に不動産・ベンチャーキャピタル・ヘッジファンド等への投資を手がける。 |
| 9 | マッコリー・グループ | 各種金融 | 3.7% | 5.7% | 国際的に銀行業務、資金調達業務、資産運用業務などを手掛ける投資銀行。 |
| 10 | グッドマン・グループ | 不動産 | 3.5% | 2.2% | 物流施設に投資を行うリート。オーストラリアだけでなく、アジア、欧州などにも事業展開。 |

上位10銘柄合計 55.3%

(対純資産総額比率)

※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。

※組入上位10銘柄の配当利回りは公表されている実績データを元に委託会社が計算したものです。

※業種はMSCI/S&P GICS*に準じて表示しています。

*MSCI/S&P GICSとは、スタンダード・プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard = GICS)です。

■コメント

(2019年6月28日現在)

◆市場概況

月上旬は、豪州準備銀行(RBA)が利下げを決定したことや他の主要国で金融緩和期待が高まったことを背景に上昇しました。月中旬は、米国がメキシコへの関税発動を見送り、世界的な貿易摩擦への懸念が後退したことや鉄鉱石価格の上昇などを受けて続伸しました。月下旬は、G20を控えて様子見姿勢が広がりおおむね横ばいで推移しました。

オーストラリアS&P/ASX200指数の月間騰落率は+3.47%。

(※文中の騰落率は表記の無い限り現地月末、現地通貨ベース。)

※コメントは、資料作成時点におけるもので将来の市場環境等の変動等を保証するものではありません。また、為替相場等の影響により当ファンドおよび指数等の動向と異なる場合があります。

※本資料において表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

収益分配金に関する留意事項

- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

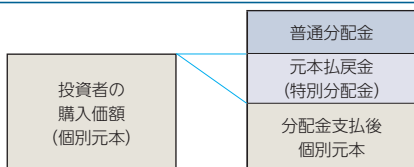
分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選択に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

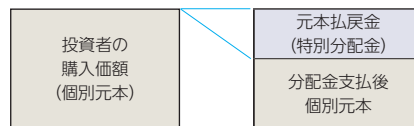
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



- 「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
- 「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- 「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

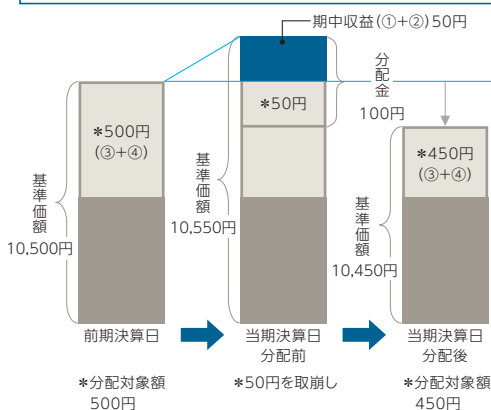
投資信託で
分配金が支払われる
イメージ



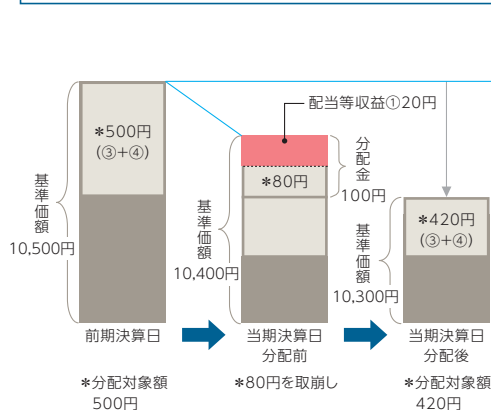
- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

フィデリティ・オーストラリア配当株投信

追加型投信／海外／株式

ファンドの特色

- 1 フィデリティ・オーストラリア配当株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、オーストラリア証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とし、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。なお、株式の他、その他の有価証券(不動産投資信託証券等)に投資することがあります。

・ファンドは特化型運用を行ないます。特化型ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会の規則に定める寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在し、又は存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
 ・ファンドは、主に投資を行なうオーストラリアの株式には寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

- 2 ポートフォリオの平均予想配当利回りが市場平均以上になることを目指して運用を行ないます。

- 3 主として予想配当利回りが市場平均以上の銘柄や、配当成長が期待できる銘柄に投資を行ないます。

- 4 個別企業分析にあたっては、世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

※ファンドは「フィデリティ・オーストラリア配当株マザーファンド」を通じて運用を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

[運用の委託先]

マザーファンドの運用にあたっては、FILインベストメント・マネジメント(オーストラリア)・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

| 委託先名称 | 委託する業務の内容 |
|-----------------------------------|--|
| FILインベストメント・マネジメント(オーストラリア)・リミテッド | 委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。 |

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

| | |
|---------|--|
| 価格変動リスク | 基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

| | |
|---------------------|--|
| クーリング・オフ | ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。 |
| 集中投資の可能性 | 投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資するファンドと比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。 |
| エマージング市場に関わる留意点 | エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。 |
| デリバティブ(派生商品)に関する留意点 | ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。 |

フィデリティ・オーストラリア配当株投信

追加型投信／海外／株式

お申込みメモ

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 商品の内容やお申込みの詳細についての照会先 | 委託会社 | フィデリティ投信株式会社 |
| | インターネットホームページ | https://www.fidelity.co.jp/ |
| | フリーコール | 0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時） |
| | 上記または販売会社までお問い合わせください。 | |
| 購入単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。 | |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 | |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 | |
| 換金単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。 | |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。 | |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。 | |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。 | |
| 購入・換金申込不可日 | オーストラリア証券取引所の休業日においては、お申込みの受付は行ないません。 | |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。 | |
| 信託期間 | 2012年5月24日（設定日）から2022年9月15日まで | |
| 繰上償還 | ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。 | |
| 決算日 | 原則、毎月15日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。 | |
| ベンチマーク | ファンドにはベンチマークを設けません。 | |
| 収益分配 | 年12回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。 ※毎年6月および12月に到来する計算期末においては、基準価額水準等を勘案し、分配対象額の範囲から、委託会社が決定する額を付加して分配を行なう場合があります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 | |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」の適用対象です。 | |

ファンドの費用・税金

| | |
|--------------|--|
| 購入時手数料 | 4.32% ^{*1} （ 税抜4.00% ）を上限として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。 *1消費税率が10%となった場合は、 4.40% となります。 |
| 換金時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | 基準価額に対し 0.30% です。 |
| 運用管理費用（信託報酬） | ファンドの純資産総額に対し、 年1.6254% ^{*2} （ 税抜1.505% ）の率を乗じた額が運用管理費用（信託報酬）として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 *2消費税率が10%となった場合は、 年率1.6555% となります。 |
| その他費用・手数料 | 組入る有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎年3月及び9月に到来する計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。 |
| 税金 | 原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。 |

※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ファンドの費用・税金の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

フィデリティ・オーストラリア配当株投信

追加型投信／海外／株式

委託会社、その他の関係法人

| | |
|--------|---|
| 委託会社 | フィデリティ投信株式会社【金融商品取引業者】関東財務局長(金商)第388号 【加入協会】一般社団法人 投資信託協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会 投資信託財産の運用指図などを行いません。 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡などを行いません。 |
| 運用の委託先 | FILインベストメント・マネジメント(オーストラリア)・リミテッド 委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行いません。 |
| 販売会社 | 販売会社につきましては、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照または、フリーコール:0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)までお問い合わせいただけます。 ファンドの募集の取扱い、一部解約の実行の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払いなどを行いません。 |

- 当資料はフィデリティ投信によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。また、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。
- 「フィデリティ・オーストラリア配当株投信」が投資を行なうマザーファンドは、主として海外の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。
- ファンドの基準価額は、組み入れた株式およびその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式およびその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。
- ご購入の際は投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ内容をよくお読みください。
- 投資信託説明書(交付目論見書)については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ(<https://www.fidelity.co.jp/>)をご参照ください。
- 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

SFD 190528-1

■フィデリティ・オーストラリア配当株投信 販売会社情報一覧(順不同)

| 金融商品取引業者名 | | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会 |
|----------------|----------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ |
| スルガ銀行株式会社 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第8号 | ○ | | | |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | |
| 西日本シティTT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 福岡財務支局長(金商)第75号 | ○ | | | |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第152号 | ○ | | | |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

* 上記情報は当資料作成時点のものであり、今後変更されることがあります。
販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

CSIS190626-12